滝上町告示第44号

滝上町森林バイオマス資源活用事業補助金交付要綱を次のように定め、令和６年４月１日から適用する。

令和６年４月１日

滝上町長　　清　原　尚　弘

滝上町森林バイオマス資源活用事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、原料木の需要が急拡大し、価格の高騰等、市場環境が不安定な中において、町内の木質チップ製品（以下「製品」という。）消費者への価格高騰の影響を抑制し、地域における森林バイオマス資源を活用した、製品の安定的な生産・供給の促進を目的とする、滝上町森林バイオマス資源活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

（事業主体）

第２条　この要綱における事業主体は、滝上林業協同組合（以下「林業協同組合」という。）とする。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象とする経費は、次の表に掲げる製品価格への価格据置きに要する経費とする。

製品の種類	製品名	製品価格（円/㎥）
農業用	肉牛用 40㎜ 上チップ	1,800
	乳牛用 40㎜ 下チップ	1,920
	乳牛用ダスト	1,920
燃料用	燃料用チップ	2,470

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、製品の種類ごとに次のとおりとする。

⑴　農業用　製品販売量１立方メートルあたり1,000円以内

⑵　燃料用　製品販売量１立方メートルあたり1,500円以内

（補助金の交付申請）

第５条　林業協同組合は、補助金を受けようとするときは、毎月の製品販売量の実績に基づき、滝上町森林バイオマス資源活用事業補助金交付申請書（別記

第１号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第６条　町長は、前条の補助金の交付申請書を受理したときは、これを審査して補助金交付の可否を決定し、その内容を林業協同組合に通知するものとする。

２　町長は、補助金の交付を決定した場合は、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに林業協同組合に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第７条　町長は、林業協同組合が次の各号の一に該当する場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

⑴　補助要件を欠くに至ったとき。

⑵　偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

⑶　補助金の交付決定時に付した条件に違反したとき。

⑷　その他、前３号に掲げるもののほか、補助金交付の目的に合致しない事由や行為が認められたとき。

２　町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、林業協同組合に対して、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。